

滋 総 第 5 5 7 号
平成 29 年(2017 年)11 月 29 日

公益財団法人滋賀県国際協会
会長 山田 督 様

滋賀県知事 三日月 大造



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 29 年 11 月 29 日 から 平成 34 年 11 月 28 日 まで

(証明を受けた日から 5 年間)